

フランスの大学の自律性と質保証

大場 淳

フランスの大学の自律性と質保証

大場 淳

知識・情報社会と言われる今日、高等教育に期待される役割は格段に増大する（World Conference on Higher Education, 1998）一方で、高等教育の規制緩和・市場化が進んでいる（Williams, 1995）。OECD（2004）は、大学¹の自律性を拡大し、財政的持続に関する一層の責任を持たせつつ社会の期待に応えさせることが政府にとって課題であると同時に、大学にとっては適切に財源を管理しつつ環境に対応して差別化を図り、教育研究の質の維持及び長期にわたってそれを担保する能力の確保が重要となっていると述べている。そして、期待された役割を大学が自律的に果たすことを担保するための総合的な仕組みとしての質保証制度の整備は、多くの国の高等教育政策において最優先事項の一つとなっているのである。

1. 高等教育の質保証制度の整備

主として英語圏で発達した質保証（quality assurance）²の概念は、国によって様々な文脈で用いられて多様な実践を包含し（Damme, 2002；Crozier, Curvale, Dearlove, Helle and Hénard, 2006）、必ずしも共通の理解を得たものとは言い難い。また日本においても様々な解釈が存在することから（羽田、2005）、本章の冒頭で基本的な論点として質保証の定義及びその発達の背景等を簡単に整理しておきたい。

1.1 質保証の定義

高等教育における質保証は、引用されることの多い UNESCO-CEPES による定義では「高等教育の質を担保し、かつ発展するためのあらゆる政策、手順、行動を包含する包括的な用語」とされる（Campbell and Rozsnyai, 2002）。このような定義は非常に抽象的で分かりにくいものであるが、より具体的には、質保証は内部質保証（internal quality assurance）と外部質保証（external quality assurance）に区分され（Damme, 2004）、前者は機関（プログラム）の一連の活動に関する質の監視（monitoring）と向上（improvement）に用いられる大学内部の仕組みであり、後者は機関（プログラム）の質の審査・維持・向上のための機関間又は機関より上位にある制度とされる。2005年に欧州高等教育質保証協会（European Network for Quality Assurance in Higher Education: ENQA）によって策定され同年のボローニャ・プロセス大臣会合（於ベルゲン）で承認された欧州高等教育圏における質保証のための規準

及び指針（Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area）（以下「ENQA 規準・指針書」と言う）においても内部質保証と外部質保証の区分が採られており、それぞれに対応した規準・指針が設定されている。

1.2 質保証の発達

質保証は、当初産業界で発達し、1980年代以降に高等教育に普及した概念である（Dearlove and Helle, 2006; Dejean, 2004; Frazer, 1992）。欧州では、1970年代に高等教育の質保証制度の整備が始まり、1980年代にそれが加速された（Pelleron, 2003）。

同年代以降、高等教育行政において欧州の多くの国が採用した手法は、行政の効率化を目的とする新公共経営（new public management: NPM）又はそれに類する政策に基づく市場や競争原理の活用（以下「市場化」と言う）である。市場化の代表的な例として1980年代に始まった英国の大学改革が挙げられる（Amaral, 2007）。そして、1980年代が効率（efficiency）の時代であったとすれば、1990年代は質（quality）の時代であると言われ（Frazer, 1992）、世界の高等教育において質保証の枠組みが一層の発達をみた。高等教育の大衆化に伴う入学者の学力水準の低下、従来の質管理手法への疑念、説明責任要求の増大、業績と費用対効果の改善、国際化、競争的高等教育市場の形成などといった高等教育を取り巻く環境の変化によって、従来の国による直接的な統制に代わるものとして機関の自律性を前提とする質保証制度の整備が促された（Damme, 2002; OECD, 2003）。

しかしながら、世界的規模で高等教育の市場化や国の役割の再定義が進められる中で、質保証に対して欧州各国がとった政策は一様ではない。質保証の中心をなす評価制度の整備に関連して Neave（2004）は、英国やオランダでは政府が大きく後退して主たる調整者（regulator）の役割を市場に委ねたのに対して、フランス、スウェーデン、スペインでは政府が主たる調整者の役割を維持し続けていると指摘する。フランスに関して Neave は、直接統制が強い同国において政府の役割は市民を保護することであり、市場原理や競争が適用される範囲は限られ、評価制度は国家的団結の名の下で構想されたものであると述べている。質保証制度整備はボローニャ・プロセスにおいて各国に対して最優先で求められているものであるが（Musselin, Froment et Ottenwaelter, 2007）、それは市場化に向けて全欧州で一様に進められている訳ではなく、フランスを始めとする国々では政府による相当に強い統制の下で徐々に整備が図られているのである。

2. フランスにおける大学の自律性拡大と質保証制度整備

高等教育の質保証は市場化と大学の自律性拡大に伴って整備されてきたことをみたが、本節では、フランスにおける大学の自律性拡大の状況を確認した上で、同国の大学改革の中で質保証制度がどのように整備されてきたかを概観する。

2.1 大学の自律性拡大

フランスにおいて、大学自治³は1968年の高等教育基本法（フォール法）で明確に規定されたものであったが、国による強い統制はその後も維持されていた。実質的に大学に自律性拡大をもたらしたのは、1990年から実施された契約政策（politique de contractualisation）であると言われる（Musselin, 2001）。契約政策によって、大学は高等教育所管省（以下「高等教育省」と言う）と締結する契約（四年契約）に基づいて予算配分（人件費等を除く）を受けることとなった。また、2001年に制定され2006年から全面施行された予算組織法（LOLF）は、国の予算配分を結果重視の方式（logique de résultats）に変更し、予算執行を大学を含む予算管理者の責任として大幅な裁量を当該管理者に与えることとなった（大場編、2009）。

大学の自律性拡大は管理運営に関連するものだけではなく、教育研究にも及んでいる。教育に関しては、欧州高等教育圏（ボローニャ・プロセス）に対応した2002年のLMD⁴導入に伴って、教育の内容を学問領域毎に詳細に定めた教育課程編成要領（maquettes nationales des diplômes）が廃止され、教育編成の自由が大幅に拡大された⁵。また、予算・人事についてCNRS等の研究振興機関が多くの権限を握ってきた研究活動に関しては、研究政策の改革によって、大学が真の研究政策を持つことができるようになると言われる（Bréchignac, 2008）。

更に2007年、大学運営の自律性に関する主要課題を一気に解決することを目的とした新しい法律—大学の自由と責任に関する法律（大学自由・責任法、Loi relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU）—が制定された。LRUに基づく新体制への移行は漸次行われ、2013年1月までに全大学がそれに移行し自律的大学となった⁶。新体制の下では、財務や人事、学内組織編成等に関する大学の裁量が大きく広げられ、それを実効的に実施することを目的として議決機関及び執行部権限が拡大されている。

2.2 フランスにおける質保証制度の整備

上記のようにフランスでは、限定的かつ徐々にではあるものの過去数十年にわたって大学の自律性拡大が図られ、更に2007年の大学自由・責任法制定によって加速度的に進むこととなった。そして、大学の自律性拡大に合わせて質保証制度が整備されてきている。

(1) 大学評価委員会（CNE）の設置（1984年）

フランスにおいては、大学の入口におけるバカロレア試験、大学教育の事前統制である学位授与権認証（habilitation）、教員評価を行う全国大学評議会（Conseil national des Universités: CNU）など、高等教育の質を維持するための様々な制度が存在するが、大学の自律性を前提とする質保証制度の始まりは1984年の高等教育法（サバリ法）で設置された大学評価委員会（CNE）に求められるであろう（服部、2012）。CNEの設置は大学の自律性

拡大に伴うものであり (Jolivet, 2004)、1970年代に欧州で始まった高等教育質保証のための最初の第三者評価機関であった (Pelleron, 2003; Westerheijden, Hulpiou and Waeytens, 2006)。大学が教育行政を所管する高等教育省の強い統制下にあるのに対して (Laugénie, 2004)、CNEは同省には属さず、大統領直属の独立行政機関 (1989年以降) の地位を持つ自律性の高い評価機関として位置付けられた。Pelleron (2003) は、この事実を以って、高等教育質保証は教育問題を越えて国全体の関心事項であることを象徴すると評している。

CNEの評価手法は、他国の同種の機関同様、自己評価書作成、第三者評価、報告書作成・公表である。この手順を経ることによって、大学が自ら教育研究・管理運営の改善に取り組むことが期待されていた。しかしながら、CNEは、すでに存在していた教員評価 (全国大学評議会 (CNU))、プログラム評価 (高等教育省) 等の各種評価制度の間隙を埋める形で設置されたことから評価対象は限定され (Laugénie, 2004)、また、高等教育省に報告書を送付するもの大統領直属であることから同省の高等教育行政や予算配分に影響を与えることは皆無に近かったと言われる (Attali et al, 1998; CNE, 2003a)。更に、人的資源に乏しく評価頻度が低かったことも課題であった⁷。これらの理由から、大学の教育研究・管理運営の改善への取組みに対してCNEが及ぼした影響は限定的であった (Musselin, 2001)。

このような状況を反映して、CNEは1999年に評価後の追跡調査の試行を始めて2004年から本格実施するとともに、高等教育省と大学間の四年契約におけるCNE勧告への取組み状況の分析も行うようになった (CNE, 2003a)。更に近年、CNEはその評価活動を質保証の下に位置付けつつ、活動全体を質保証全般へと拡大してきた (Garcia, 2006)。CNEは、2002年の大統領宛活動報告書 (CNE, 2003a) で質保証の仕組みを各四年契約に盛り込むことを勧告するとともに、2003年に国民教育研究行政監査総局 (IGAENR) と共同で内部質保証体制整備のための『規準書』 (CNE, 2003b) を策定し、教育・研究・管理運営について広範にわたって大学が自己の質保証制度を整備するために必要な事項を取りまとめた⁸。規準書の適用は各大学に委ねられているものの、それに則った自己評価結果に基づいて外部評価が行われることをその冒頭に明記している。

(2) バイル改革 (1997年) とLMDの導入 (2002年)

1997年のバイル改革は、単位積み上げ方式による教育編成、半期制、進路変更制度、チューター制、教育評価等を導入・充実するものであったが、特に教育についての評価が未発達であったフランス (Dejean, 2002) において、学生による評価を含む教育評価制度の整備を図ったことが注目される。当該評価制度には、学生による授業評価のみならず評価委員会によるプログラム全体の評価が盛り込まれており、同委員会の委員は教員と学生が同数であることとされていた⁹。学生参加の試みは利用者の評価への参画が公役務の質保証において重要な要素であること (Commission of the European Communities, 2003) を反映していると思われる。しかしながら、教育評価は関係者の無関心や抵抗等によって全面的に普及することはなかった。Dejean (2002) は、多くの教員は教育評価の重要性に否定的で関心も低く¹⁰、そ

れが教員評価に結び付くことを恐れて非協力的な態度をとり続け、更に高等教育省自体も推進に消極的であったことがその傾向に拍車をかけたと述べている。また、教育評価への学生参加については、教員側だけでなく学生側においても積極的に活用する意図が乏しかった¹¹。

2002年のLMD導入に際して、高等教育省は学位授与権認証審査基準となる教育課程編成要領を撤廃して大学が自由に教育プログラムを構想できるようにしたことは前述したが、それに合わせて学士教育及び修士教育の実施にかかる二つの調査委員会（comité de suivi）を設置した¹²。両調査委員会は高等教育・研究審議会（Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche: CNESER）¹³ 構成員、大学代表、学問領域代表から構成され、大学から提出される報告書を基礎として大学教育の在り方を検討するものである。このうち学士教育調査委員会は、大学教育の学域（domaine）¹⁴ の設定や学位の名称、学位授与権認証審査基準を盛り込んだ手引書の作成、大学教育改革の実践状況の分析等にあたりとされている。調査委員会は一切の強制力や直接の勧告権等を有しないが、その審議結果は公表され、それに基づく改革を大学に促す効果が期待されている¹⁵。高等教育省は、毎年発出する学位授与権認証にかかる通知文書で、大学に対して再三にわたって調査委員会の報告に留意することを求めており、強制力のある学位授与権認証手続を通じてその報告の実効性確保が相当程度に図られている（大場、2008）。ただし、学位の名称については当初全面的に自由化したものの、その後国が定める一覧から選択するよう指導が行われ、2012年の政権交代で成立した社会党政権の下で大幅に名称数が削減された。

教育評価については、学士課程に関して義務であることが省令で規定され、学生全体の参加を得つつ、各大学は以下の評価を行うとされた。

- ・全体の教育戦略及び修了者の進路に関する評価（評価報告書は、教務・学生生活評議会が管理運営評議会に提出する教育年次報告の一環として作成し、改善方策を含めなければならない）
- ・学域（domaine）毎の評価
- ・教育コース（parcours de formation）毎の評価

更に、各大学は上記の評価を行うに際して、CNEの評価結果、比較対象になり得る統計データ、就職に関する調査、修了者の追跡調査等を通して、量的・質的データを参照することが求められ、また、評価結果は高等教育省（契約更改時）及びCNE（機関評価時）に提出することとされた。各大学の評価手続はそれぞれの管理運営評議会において定められるが、CNEは機関評価の際に当該手続の適否について判断することとされている。

なお、教育評価は、その後に策定された前述ENQA規準・指針書（2005年）でも重要な構成要素となっており、定期的な評価（内部・外部）、雇用者等からの意見聴取、学生の参加等が規定されている。これらの要件のうち、フランスにおいて定期的な外部評価に該当するのは高等教育省が行う学位授与権認証である。雇用者等からの意見聴取については、高等

教育省における学位授与権認証手続において職業界の代表が参画することが定められているとともに、大学宛同省通知の中で同様の措置が各大学に求められている（大場、2008）。

（3）予算組織法（LOLF）施行と契約政策の改革

LOLFの導入は、大学に財務に関する大幅な裁量拡大をもたらすと同時に、その活動について一層の説明責任を求めることとなった。高等教育省と大学間の四年契約は目標管理契約（*contrat d'objectif*）とされ、各大学は様々な指標に基づいて目標に対応した成果（業績）を可能な限り数値化して提示することが求められるようになった。大学が提出しなければならない指標は教育、研究、資料提供、不動産、学生生活、大学運営の領域にわたり、2008-2011年契約における指標は72項目に及んでいる（そのうち2項目は3つに細分される）¹⁶。LOLFに基づく業績評価は毎年行われ、各大学は指標を含む自己評価書を高等教育省を通して国会に提出しなければならない。そして、この評価結果は、次の予算配分の際に参照される¹⁷。

しかしながら、政府の活動に指標を設けてそれに基づいて適切に評価することは困難であり、あいまいさが残るだけでなく、被評価者の行動様式を変えてしまうおそれのあるものである。例えば、警察（*police*）と憲兵隊（軍警察）（*gendarme*）との間で自動車運転者のアルコール摂取過多による検挙率について一方は上昇を業績とし、他方では下降を業績と定めたように、指標選定に客観的な適正性を求めることは困難な場合が少なくない（*Desrosières, 2006*）。高等教育省においては、大学から提出された指標は基本的には大学の教育研究・管理運営の改善に用いることとして、一部を除き原則として公表していない¹⁸。

（4）最近の動向～研究・高等教育評価機関（AERES）の設置と大学の自由と責任に関する法律（大学自由・責任法）の制定

2006年の研究計画法に基づいて、CNEは2007年、研究評価委員会（*Comité national d'évaluation de la recherche: CNER*）及び科学技術教育調査室（*Mission scientifique, technique et pédagogique: MSTP*）と統合され、総合的評価機関である研究・高等教育評価機関（*Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur: AERES*）が誕生した。AERESの設置は、ボローニャ・プロセス（2005年ベルゲン会合）において質保証制度の一層の整備が求められたことに対応するものである（*Troquet, 2007*）。AERESの地位はCNEと同じ独立行政機関であるが、これまで一貫性なく行われていた大学評価を総合的に行うだけでなく、新たに各大学の教員評価制度の評価（メタ評価）も行うこととなった。また、従前のCNEの評価頻度が低く評価の効果が限定的であったのに対して、AERESでは四年契約の周期に合わせて評価を行うことが目指されるなど、全般的な評価体制整備が図られている（*Chabbal et al, 2007*）。

2007年の大学自由・責任法は、大学の自律性拡大と執行部強化を図るとともに、質保証にかかる幾つかの仕組みを導入している。委員数削減によって意思決定の迅速化が図られた

管理運営評議会¹⁹の外部委員に義務的に企業関係者を入れることとされ、より産業界の意見が大学運営に反映されるようになった。また、学生の大学運営参加の強化が図られ、これまで任意であった学生副学長設置が義務化されるとともに、三評議会の学生委員への訓練の機会等を設けることとされた²⁰。また、高校生への情報提供活動の充実、入学前指導制度の導入など、一層の情報公開も図られている²¹。なお、学生の学修や就職に関する情報収集等に従事する「学生就職支援室 (bureau d'aide à l'insertion professionnelle)」の設置も規定された。

なお、2013年の高等教育・研究法²²でAERESは廃止されることが決まった。それに代わって2014年、研究・高等教育評価高級審議会 (Haut conseil de l'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur: HCERES) が設置された。

3. 学内における質保証

前節において質保証にかかる国の政策をみてきたが、本節ではそれを踏まえて大学内における質保証のための質の文化の普及と指標整備について概観する。

3.1 質の文化の普及

大学の自律性拡大には、責任と評価の文化 (culture de la responsabilité et de l'évaluation) の発達が伴わなければならない (Compagnon, 2003)、質保証に構成員全員が何らかの形で取り組むことが重要である (Damme, 2002)。

組織内における質保証の要件として Frazer (1992) は、企業における定義を援用しつつ、①組織構成員の全てが製品・サービスの質の維持に一定の責任を負うこと、②組織構成員の全てが製品・サービスの質の向上に一定の責任を負うこと、③組織構成員の全てが質の維持と向上のための導入された制度を理解し、使用し、自己のものであると感じること、④管理者 (時には及び顧客又は利用者) は質を点検するための制度の有効性と実行可能性を定期的に点検することの4点を挙げる。そして、質保証に真剣に取り組む大学とは「学生、教員、職員、上級管理者がそれぞれ継続的向上 (continued improvement) に貢献し、それに向けて励むような自己批判的共同体 (self-critical community)」であるとした。この自己批判的共同体は、質保証に不可欠とされる質の文化 (culture of quality/ quality culture; culture (de la) qualité) に相当すると考えられる (CPU, 2006; EUA Quality Culture Project, 2006)。質の文化は、ENQA 規準・指針書においても発達が促されている。

質保証制度が機能する条件である質の文化普及のためには、自己批判的共同体の例で示されているように、目標・価値観を可能な限り共有しつつ全ての構成員が質の維持向上に努めなければならない。すなわち構成員の参加が重要であって、執行部のリーダーシップが強い上意下達的な管理運営は質保証には馴染まないと言えよう。『欧州の大学における質の文化：下からの取組み』と題した欧州大学協会 (EUA) の質の文化に関する研究報告書 (EUA

Quality Culture Project, 2006) は、ボトムアップによる質文化の普及が重要であることを繰り返して指摘している。フランスにおいても、契約政策の政策評価 (Frémont et al, 2004) は教職員・学生の意思決定への参画が成功の鍵の一つであることを指摘し、また、大学長会議 (CPU) (2006) も質の文化に必要な第 1 の条件として学内における合意 (consensus) を挙げている。

ただし、ここで言う下からの取組みは、伝統的な合議機関に基づく意思決定のみを意味するものではないことに留意する必要がある。前述 EUA 報告書は、執行部のリーダーシップとボトムアップの均衡を図ることが必要であることを指摘し、上述 Frémont et al (2004) も執行部と部局の双方がバランスのとれた形で意思決定に関わるべきことを示唆している。米国においても、Rhoades (2005) が指摘するように、旧来の共同統治 (shared governance) を越えて幅広く関係者を意思決定過程に巻き込んだ大学運営の在り方が求められており、質保証にはこれまでとは異なるガバナンス構造を必要とするものであると言えよう。

3.2 機関調査部門 (IR) の整備

大学が質の文化を維持しながら自律的に運営していくためには、戦略立案や業績評価等の基礎となる情報の収集と分析が不可欠である。しかしながら、内部組織 (部局) の自律性が高い組織である大学では一般的に整合性の高いデータ収集・処理が困難であることが多く、集中的にそれを行う部署である機関調査部門 (institutional research (office): IR) の設置が有効であるとされる (EUA Quality Culture Project, 2006; Thomas, 1996)。IR は、米国において 1960 年代から普及したものであり、欧州では質保証に先行した経営革命 (managerial revolution)²³ に伴って発達し、次第に企画 (planning) 部門と統合されたとされる (Dressel, 1981)。

指標整備は欧州全般で遅れているが (EUA Quality Culture Project, 2006)、フランスも例外ではなく、その量的・質的整備が大きな課題とされてきた (CNE, 2005a)。前述の通り、今日、LMD 導入に際して教育評価に指標利用が求められるようになり、また、LOLF は具体的項目を示しつつ指標整備を大学に義務付けるなど、指標の必要性は大幅に高まっている。LOLF の指標は原則非公開であるが、2007 年の大学自由・責任法は質保証の一環として学生の学修・進路に関する指標の公開を義務付けている。

大学は、指標の重要性を認識しつつ、次第に IR の整備を図っている。例えばパリ第 10 大学は²⁴、2003 年に運営支援室 (Cellule de pilotage) を設置し、管理運営から発生する様々な情報を基礎とするデータベースを作成して学内の諸組織に提供することによってそれら組織の意思決定を支援することとした。同大学は、すでに 1991 年の第 1 回 CNE 評価報告書において計画的管理運営と内部統制の欠如の指摘を受けていたが、2005 年の第 2 回 CNE 評価報告書でもその点についての改善は調査開始時点 (2003 年) においてほとんど認められな

いとされ、戦略的な意思決定ばかりでなく日常的な管理運営にも支障が出ていることが指摘されている（CNE, 2005b）。

運営支援室の主な業務は、①高等教育省との契約の締結、その基になる発展計画の策定、予算組織法（LOLF）に基づく予算編成に必要な情報を収集し、更に分析を加えて報告を策定し、執行部の意思決定に寄与すること、②人事・労働環境年次報告書（bilan social）を策定し人事政策に寄与すること、③教育・学生支援活動の基礎となる学生に関する各種統計指標を作成することである。また、これら以外にも同室は、各部局等や外部機関の要請に応じて、様々な統計情報資料の作成・提供も行っている。

運営支援室で作成された統計指標、調査結果は学内に――一部は学外にも――公表され、意思決定の際の重要な根拠・資料とされるとともに、対外的に説明責任を果たす手段ともなっている。以前は、大学の構成員や活動に関する指標が欠けていたか、存在しても指標が多様で部局間や他大学との比較が困難であった。このため、例えば学内で資源配分を行う際に十分な根拠を示すことができなかつたり、学生の学修状況や進路選択について十分な説明ができなかつたりといった問題があつたが、指標整備によって大幅な改善が認められた。

4. 質保証にかかる課題と展望

今日、世界の高等教育にとって質保証は最重要課題の一つである。質保証は、高等教育の市場化が進められ大学の自律性が拡大することに伴って、間接的な統制手法を主要内容として整備が進められたものである。市場化の程度は国によって大きく異なり、フランスでは、今日に至るまで国による強い直接統制が残る中で、小刻みに質保証制度が整備されてきた。直接統制から間接統制への流れは必ずしも一方的ではなく、例えば学位の名称にみられるように規制への揺り戻しも一部には認められ、前述の学生就職支援室の設置のように新たな直接統制措置も行われている。そして、高等教育制度の根幹をなす国家学位制度は相当程度維持されたままである²⁵。しかしながら、大学の自律性拡大・間接統制への流れは不可逆的なものとなっており、前の右派政権の下で制定された大学自由・責任法を批判しつつ2013年に社会党政権によって制定された前述高等教育・研究法においても、その原則が覆されることはなかった。

同国の質保証に関する課題は数多い。外部質保証に関しては、第三者評価結果の資源配分との連動、第三者評価に関する学生参加、事前統制である学位授与権認証の取扱いなど様々である。資源配分との関連についてCNE-AERESは、一貫して資源配分への直接的関与を否定している（AERES, 2007）。しかしながら、第三者評価が同僚評価であった時代は過ぎ去ってLOLF導入に伴って四年契約が目標管理契約となった今日、CNE-AERESの役割は大きく変化し、その独立性――ENQA規準・指針書で質保証機関に求められた要件である――を維持しつつも、資源配分と無関係でいることはできなくなっている²⁶。CNE-AERESは、資源配分決定は高等教育省の役割としつつも、第三者評価機関を超えて質保証機関としての役割を

担うようになるに連れて、間接的ではあるものの事実上資源配分に関わらざるをえなくなっている²⁷。他方、内部質保証に関しては、本章で取り上げた質の文化の発達やIR整備だけでなく、ほとんど制度化されていない教員の教授能力改善、未発達の教育評価、不十分な情報公開、大学運営への学生参加とそれへの支援、その他の利害関係者の参加等課題は数多い。フランスにおける総合的な仕組みとしての質保証制度の整備は道半ばであるが、長く維持されてきた公役務としての高等教育（service public de l'enseignement supérieur）の原則を少なくとも当面は維持しながらも次第に進められていくものと思われる。

最後に、若干ではあるが日本との比較について言及したい。日仏高等教育制度間には異なる点が少なくないものの、1990年代に始まった大学設置基準大綱化に代表される大学教育の規制緩和、競争を促した1998年の大学審議会答申、2004年の国立大学法人化にみられるように、市場化の流れは日本においても明瞭に認められる。しかしながら、日本では質保証制度の整備が当初自己点検・評価程度にとどまり、認証評価制度が導入されたのはようやく2004年のことであった²⁸。しかも、総合的な仕組みであるべき質保証は評価に過度に重点が置かれ、他の重要な幾つかの要素—学生参加など—がおろそかにされ、欧州で重視されている質の文化もほとんど考慮されていないように思われる。それと同時に、本章で詳述する余裕はないものの、先行した市場化の弊害、例えば、進学機会均等や高等教育財政、大学間格差にかかる諸問題が次第に顕在化してきていることも否めない。今後、こうした課題にも取り組みつつ、日本の高等教育制度の特性を踏まえた質保証制度の整備が期待される。

註

- 1 大学には自律性を持つ他の高等教育機関を含む。
- 2 英語表記が多様に解されることから仏語表記は必ずしも一定しないが、最も一般的な表記は "assurance (de la) qualité" である。仏語表記については Fave-Bonnet (2007) 参照。
- 3 日本では、通常「(大学) 自治」は学問の自由に基づく概念と認識され、主として管理運営・経営の観点から捉えられる「自律(性)」とは異なる文脈で用いられることが多いが、仏語ではどちらも "autonomie" であることから、本章では日本語の両用語は同義として扱っている。
- 4 ボローニャ・プロセスで欧州標準とされた学位である Licence (学士)、Master (修士)、Doctorat (博士) に基づいた大学教育又は学位制度。法令上は、所定の課程を修了した者に大学が授与するのは学位 (grade) ではなく免状 (diplôme) である。学位は、免状授与の効果としてその保持者に付与されるものであるが (但し、学位を付与しない免状も存在する)、記述の煩雑さを避けるため「学位」で統一する。詳しくは、大場・夏目 (2010) 参照。
- 5 LMD 以前は、大学が開設できる科目は限定され、同じ名称の科目では同じ教育内容が提供されることが原則であったが、こうした制約は LMD 導入時に撤廃された。しかしながら、大学が学位プログラムを開設するに際しては従来同様に学位授与権認証 (habilitation) を受けなければならず、大学の裁量は限定的である (大場, 2008)。
- 6 制定の経緯や法律の内容については大場 (2010) 参照。
- 7 特に契約の周期と一致していないことが課題とされた (CNE, 2005)。服部 (2007) は評価間隔が長いことから生じる弊害を記している。
- 8 規準書については大場 (2007) 及び大場編 (2009) 参照。後者には全訳が収録されている。

- 9 委員は、教務・学生生活評議会の推薦に基づいて学長によって任命される。また、評価手順は、教務・学生生活評議会の意見に基づいて、管理運営評議会が決定する。管理運営評議会は全学の意思決定を行う議決機関であり、教務・学生生活評議会はその諮問機関である。同じく諮問機関である学術評議会と合わせて、これらは三評議会と呼ばれる。
- 10 Dejean は、教員の採用・昇進の基準が研究重視であることなどから、教育評価だけでなく教育に対する関心が全般的に低いことに対して懸念を示している。
- 11 学生の関心が低い理由として、Dejean は、学生委員の教育評価についての知識が乏しいこと、教育評価は彼らにとって優先が低いこと、教育評価が教員の抵抗等によって実効に欠けることなどを挙げている。
- 12 職業学士 (licence professionnelle) に関しては、既に 1999 年の創設時に調査委員会が設けられていた。
- 13 高等教育大臣を議長とする高等教育政策に関する諮問機関 (義務的諮問事項を含む) である。大学等の高等教育機関関係者 (教職員及び学生計 41 名) 並びにその他の各界代表 (教育、文化、学術、経済、社会等から計 21 名) で構成される。
- 14 複数の学問領域で構成される教育にかかる区分。大場 (2008) 参照。
- 15 2007 年 9 月 6 日、学士課程・職業学士課程の両調査委員長を務める Bernard Dizambourg 氏への聴き取り調査。ちなみに、調査委員会が有するかかる機能は、日本の国立大学法人評価委員会が行う年度別業務実績評価に通じるものがある。
- 16 指標一覧については大場編 (2009) 参照。
- 17 評価結果が提出されるのは各予算年度終了後であるので、実際に参照されるのは翌々年度である。
- 18 大学関係指標の原案を作成した Olivier Boylaud 氏 (元 OECD コンサルタント) への聴き取り調査 (2008 年 3 月 12 日)。
- 19 現行の 30 ~ 60 人が 20 ~ 30 人となる。構成員の比率に大きな変化はない。
- 20 欧州では質保証における学生参加が重要視されるようになってきているが、単に学生を意思決定機関や外部評価者に含めるだけで不十分で、当該学生への訓練やその他の支援活動が不可欠と考えられている (Alaniska et al, 2006)。
- 21 入学前指導については、高校生等の進路選択にかかる意思決定を助けるより、むしろ事実上の選抜に繋がるといった見解が少なくない (Davidenkoff, 2008)。
- 22 その内容は小島 (2013) 参照。
- 23 Vught (1995)。
- 24 本項のバリ第 10 大学に関する記述は大場 (2009) 参照。
- 25 2002 年 CNE 大統領報告書 (CNE, 2003) は、国家学位制度は透明性を欠くなどとして、プログラム評価は独立した機関が行うことを提言した。当該提言は MSTP が AERES に統合されたことで一部実現されているが、学士課程はその対象外であって高等教育省が引き続き審査にあたっている。
- 26 2007 年 9 月 5 日、Bruno Curvale 氏 (AERES 国際部長) への聴き取り調査。
- 27 例えば、AERES には旧 MSTP が統合されたが、それによって資源配分を伴う学位授与権認証申請の評価を AERES は担うこととなった。
- 28 本論点については大場 (2008) に記した。

参考文献

- 大場淳 (2007) 「ボローニャ・プロセスにおける質保証の枠組構築とフランスの対応—評価の規準 (standards/références) を中心に—」 広島大学高等教育研究開発センター編 『大学改革における評価制度の研究』 COE 研究シリーズ 28、45-74 頁。
- 大場淳 (2008) 「ボローニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証—高等教育の市場化と大学の自律性拡大の中で—」 大学論集第 38 集、29-50 頁。

- 大場淳 (2009) 「フランスにおける大学の自律性拡大と職員」大場淳編『大学職員の開発—専門職化をめぐる一—』高等教育研究叢書 105、88-101 頁。
- 大場淳 (2010) 「フランスの大学改革—サルコジ=フィヨン政権下での改革を中心に—」大学論集第 41 集、59-76 頁。
- 大場淳編 (2009) 『フランスの大学評価』高等教育研究叢書 104。
- 大場淳・夏目達也 (2010) 「フランスの大学・学位制度」大学評価・学位授与機構編『学位と大学 (大学評価・学位授与機構研究報告第 1 号)』大学評価・学位授与機構、93-159 頁。
- 小島佳子 (2013) 「フランス:オランダ政権の高等教育・研究法案」IDE 現代の高等教育第 553 号、68-72 頁。
- 羽田貴史 (2005) 「高等教育の質保証の構造と課題—質保証の諸概念とアクレディテーション—」広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育の質的保証に関する国際比較研究』COE 研究シリーズ 16、1-13 頁。
- 服部憲児 (2007) 「フランスにおける大学評価追跡調査にみる大学改善の新動向」古沢常雄〔代表〕『フランスの複雑化する教育病理現象の分析と実効性ある対策プログラムに関する調査研究』科学研究費補助金研究成果報告書、89-103 頁。
- 服部憲児 (2012) 『フランス CNE による大学評価の研究』大阪大学出版会。

AERES = Agence d'Évaluation de la Recherche et de l'Enseignement supérieur (2007) *Évaluation des établissements, des unités de recherche de formation de la vague C*. AERES, Paris.

Alaniska H. et al (2006) *Student involvement in the process of quality assurance agencies*. ENQA, Helsinki.

Amaral A. (2007) Higher education and quality assessment : The many rationales for quality. In *Embedding Quality Culture in Higher Education : A Selection of Papers from the 1st European Forum for Quality Assurance*. Edited by Bollaert L., Brus S., Curvale B., Harvey L., Helle E., Jensen H.T., Komljenovic J., Orphanides A. and Surssock A., EUA, Brussels, 6-13.

Attali J. et al (1998) *Pour un modèle européen d'enseignement supérieur*. MEN, Paris.

Campbell C. and Rozsnyai C. (2002) *Quality Assurance and the Development of Course Programmes*. UNESCO-CEPES, Bucharest.

CEC = Commission of the European Communities (2003) *Green paper on services of general interest*. CEC, Brussels.

Chabbal R. et al (2007) *L'enseignement supérieur en France – État des lieux et propositions*. Rapport établi sous la direction de François Goulard, Ministre délégué de l'Enseignement Supérieur et à la Recherche, MEN, Paris.

CNE = Comité national d'Évaluation (2003a) *Repères pour l'évaluation : Rapport au président de la République 2002*. Documentation françaises, Paris.

CNE = Comité national d'Évaluation (2003b) *Livre des références : les références de l'assurance de la qualité dans les établissements d'enseignement supérieur*. CNE, Paris.

CNE = Comité national d'Évaluation (2005a) *Nouveaux espaces pour l'Université (Rapport au président de la République 2000-2004)*. Bulletin Numéro 48 – janvier, CNE.

CNE = Comité national d'Évaluation (2005b) *Rapport d'évaluation de l'Université Paris X – Nanterre*. CNE, Paris.

Compagnon A. (2003) *Principes pour l'évaluation des universités*. QSF, www.qsf.fr.

CPU = Conférence des Présidents d'Université (2006) *La culture de la qualité dans l'enseignement supérieur*. CPU, Paris.

Crozier F., Curvale B., Dearlove R., Helle D. and Hénard F. (2006) *Terminology of quality assurance : towards shared European values?*. ENQA, Helsinki.

Damme D. van (2002) *Quality Assurance in an International Environment : National and International*

Interests and Tensions. In *International Quality Review : Values, Opportunities, and Issues*. CHEA Occasional Paper, June 2002, CHEA, Washington D.C., 3-16.

- Damme D. van (2004) Standards and Indicators in Institutional and Programme Accreditation in Higher Education : A Conceptual Framework and a Proposal. In *Indicators for Institutional and Programme Accreditation in Higher/Tertiary Education*. Edited by Vlasceanu L. and Barrows L.C., UNESCO/CEPES, 127-159.
- Davidenkoff E. (2008) Orientation active : bilan mitigé avant la généralisation. *france info*. 23 février, www.france-info.com.
- Dearlove R. and Helle E. (2006) The Language of European Quality Assurance – report from the ENQA workshop of 29-30 June 2006. In *Terminology of quality assurance: towards shared European values?*. Edited by Crozier F., Curvale B., Helle E. and Hénard F., ENQA, Helsinki, 8-20.
- Dejean J. (2002) *L'Évaluation de l'enseignement dans les universités françaises*. Haut Conseil de l'Évaluation de l'École, Paris.
- Dejean J. (2004) Évaluation de la qualité de l'enseignement supérieur : de quoi parle-t-on?. In *De Berlin à Bergen – nouveaux enjeux de l'évaluation*. Édité par le CNE, Paris, 18-26.
- Desrosières A. (2006) *De Cournot à l'évaluation des politiques publiques : Paradoxes et controverses à propos de la quantification*. Centre Cournot, Paris.
- Dressel P.L. (1981) The Shaping of Institutional Research and Planning. *Research in Higher Education*, Vol. 14, 229-258.
- ENQA (2005) *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area*. ENQA, Helsinki.
- EUA Quality Culture Project (2006) *Quality Culture in European Universities : A Bottom-up Approach – Report on the Three Rounds of the Quality Culture Project*. EUA, Brussels.
- Fave-Bonnet M.-F. (2007) *Du processus de Bologne au LMD : analyse de la « traduction » française de « quality assurance »*. Communication à la conférence RESUP des 1-3 février, Paris.
- Frazer M. (1992) Quality Assurance in Higher Education. In *Quality assurance in Higher Education: Proceedings of an International Conference Hong Kong, 1991*. Edited by Craft A., Falmer Press, London, 9-25.
- Frémont A. et al (2004) *Les universités françaises en mutation: la politique publique de contractualisation (1984-2002)*. Documentation française, Paris.
- Garcia S. (2006) L'assurance qualité : un outil de régulation du marché de la formation supérieure et de gestion des universités. *Cahier de la recherche sur l'éducation et les savoirs*. n° 5, 69-93.
- Jolivet J.-L. (2004) Le Comité national d'évaluation a 20 ans. In *De Berlin à Bergen: nouveaux enjeux de l'évaluation – Dijon, 10-11 juin 2004*. Édité par le CNE, CNE, Paris, 12-16.
- Laugénie C. (2004) L'évaluation institutionnelle en France. In *De Berlin à Bergen: nouveaux enjeux de l'évaluation – Dijon, 10-11 juin 2004*. Édité par le CNE, CNE, Paris. 36-39.
- Musselin, C. (2001). *La longue marche des universités françaises*. PUF, Paris.
- Musselin C., Froment E. et Ottenwaelter M.-O. (2007) Le processus de Bologne : quels enjeux européen?. *Revue internationale d'éducation*. n° 45, 99-110.
- Neave G. (2004) The Temple and its Guardians : An Excursion into the Rhetoric of Evaluating Higher Education. *The Journal of Finance and Management in Colleges and Universities*. No. 1, 212-227.
- OECD = Organisation for Economic Co-operation and Development (2003) Changing Patterns of Governance in Higher Education. In *Education Policy Analysis*. OECD Publishing, Paris, 59-78.
- OECD = Organisation for Economic Co-operation and Development (2004) *On the Edge : Securing a Sustainable Future for Higher Education*. OECD Publishing, Paris.
- Pelleron J.-F. (2003) *La qualité dans l'enseignement supérieur*. Presses polytechniques et universitaires

romandes, Lausanne.

- Rhoades G. (2005) Capitalism, Academic Style, and Shared Governance. *Academe*. Vol.91, No.3, 38-42.
- Thomas H. (1996) Strategic Planning. In *Higher Education Management*. Edited by Warner D. and Palfreyman D., SRHE/Open University Press, Buckingham/Bristol, 33-46.
- Troquet M. (2007) *L'application du processus de Bologne en France : Bilan et perspectives*. Document présenté au 20ème Colloque annuel Promosciences 19-20 mars, Lorient.
- Vught F. van (1995) The New Context for Academic Quality. In *Emerging Patterns of Social Demand and University Reform : Through a Glass Darkly*. Edited by Dill D.D. and Sporn B., Pergamon, Oxford, 194-211.
- Westerheijden D.F., Hulpiau V. and Waeytens K. (2006) *Lines of Change in the Discourse on Quality Assurance – An Overview of Some Studies into What Impacts Improvement*. Paper presented to the 28th annual EAIR forum, 30 August to 1 September, Rome, Italy.
- Williams G.L. (1995) The “Marketization” of Higher Education : Reforms and Potential Reforms in Higher Education Finance. In *Emerging Patterns of Social Demand and University Reform: Through a Glass Darkly*. Edited by Dill D.D. and Sporn B., Pergamon, Oxford, 170-193.
- World Conference on Higher Education (1998) *World Declaration on Higher Education*. UNESCO, Paris.

本稿は、大場淳（2009）「フランスにおける高等教育の質保証」羽田貴史・米澤彰純・杉本和弘編『高等教育質保証の国際比較』東信堂、177-195 頁を加筆・修正したものである。